

令和 4 年 11 月 11 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

軽度者への訪問介護など段階的にでも地域支援事業に移行を 財務省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

財政制度等審議会の財政制度分科会が 7 日に開いた会合で、財務省は、要介護 1・2 の人に対する訪問介護や通所介護の地域支援事業への移行について、段階的にでも実現すべきだと提言しました。

また、ケアマネジメントの利用者負担を、2024 年度からの第 9 期介護保険事業計画の期間から導入すべきだとも主張しました。

要支援者への訪問介護や通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効率的なサービスを提供する観点から、18 年 3 月末に地域支援事業への移行が完了しました。今後、介護サービスの需要の大幅な増加が見込まれる中、人員配置や運営基準の緩和などを通じて、必要なサービスを提供するための枠組みをつくる必要があると財務省は見ています。

その上で、第 9 期介護保険事業計画に向けて、要介護 1・2 の人への訪問介護や通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも効率的なサービス提供を可能にすべきだと強調しています。

ケアマネジメントについては、介護保険制度の導入に当たり要介護者などが積極的にサービスを利用できるようにするため、利用者負担を取らない例外的な措置が講じられてきました。

ただ、財務省は既に相当程度、定着している状況だと指摘しています。また、特別養護老人ホームなどで介護支援専門員が行う施設サービス計画の作成などに係る費用に関しては基本サービスの一部として利用者の負担があるため「施設と在宅の間で公平性が確保されていない」と問題視。第 9 期介護保険事業計画の期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入する必要があるとしています。

介護関連で、財務省はほかにも、▽介護保険サービスの利用者負担を原則 2 割とすることや 2 割負担の対象範囲の拡大▽「現役世代並み所得」の判断基準の見直し▽多床室の室料負担の見直し▽所得の高い 65 歳以上高齢者の介護保険料負担の見直しも提言。これを踏まえ、財政審は 23 年度予算編成に向けた提言(秋の建議)への反映を目指しています。

※詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20221107.html